

「包括くまがわ」は
こんなことをやっています [活動報告]

介護予防教室



65歳以上で10名以上グループを対象として、介護予防教室を開催しています。講師を派遣し、介護予防（転倒予防や口腔ケア、認知症等）に関する教室です。

家族介護者交流教室

在宅で介護をされているご家族の皆様へ介護のヒントになる事や気分転換・悩み等を相談する交流の場です。



認知症サポーター養成講座



認知症の症状や診断、予防、接し方など基本的なことを分かりやすく説明します。
「認知症サポーター」とは認知症について正しく理解し、偏見を持たずに認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分の出来る範囲で活動します。

八代市第5地域包括支援センター

くまがわ

社会福祉法人 権現福祉会

☎35-1111

くまがわの担当校区

部・植柳・金剛・宮地校区

認知症相談

認知症疾患医療センター平成病院の連携担当の方が月に1回包括で認知症に関する相談を開催しています。
ご本人・ご家族・介護支援専門員、どなたでもご相談いただけます。

相談無料・要予約

市立病院出張相談

市立病院待合室にて出張相談を行っています。介護や福祉サービスの相談等お気軽にご相談下さい。

毎月第2木曜日
午前9時～12時

やつしろ元気体操開催情報

宮地公民館 毎月第2・4火曜 9時30分～
植柳公民館 毎月第2・4火曜 13時30分～
金剛公民館 毎週金曜日 9時30分～
高田公民館 毎週金曜日 13時30分～

開催場所 日時

🎈 随時参加募集中です。お気軽にご相談ください。

成年後見制度って？

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な場合にご本人を保護し、支援する『成年後見制度』があります。

法的に本人をサポートする制度です！！

例えば・・・

- 訪問販売や振り込め詐欺などの悪質商法被害にあっている。
- お金の出し入れなど金銭管理が難しい。
- 家庭内において自分のお金を自由に使えない。高齢者虐待。

成年後見制度利用

- 契約を取り消しトラブルを防ぐことができる。
- 預貯金や不動産などの金銭管理や契約等をサポート。
- ご本人の財産をご本人のために使えるようサポート。

成年後見制度を利用するためには家庭裁判所での手続き等が必要になります。詳しくは包括くまがわにご相談ください。

八代市第5地域包括支援センター くまがわ

☎ 35-1111